

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 9 月 30 日

火 曜 日

号 外(2)

目 次

条 例

○富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例	1
○富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	3
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
○富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	5
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	6
○富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	12

条 例

富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例、富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例及び富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第52号

富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例
(設置)

第1条 令和6年能登半島地震で液状化被害を受けた地域において、市町村が国からの補助を受けて行う公共施設と宅地との一体的な液状化防止対策（以下この条において「液状化防止対策」という。）により得られる効用が長期にわたり発揮されるよう必要な施設等の更新等を継続して支援する財源を確保することによって、液状化防止対策の実施に係る将来負担に対する地域住民の不安を取り除くことでその合意形成を促進し、液状化防止対策を加速化させることを目的として、富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的の達成に支障がないと認められるときに限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

富山県条例第53号

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、介護保険法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第 5 号。次条及び第 5 条において「省令」という。）で使用する用語の例による。

（記録の整備）

第 3 条 介護医療院は、省令第42条第 2 項各号（ユニット型介護医療院にあつては、省令第54条において読み替えて準用する省令第42条第 2 項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 介護医療院の開設者（法人にあつては、その役員）及び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であつてはならない。

2 介護医療院は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第 5 条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、前 2 条に定

めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

富山県条例第54号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3項に次の3号を加える。

- (21) 法附則第11条第1項の規定による助言又は指導
- (22) 法附則第11条第2項の規定による勧告
- (23) 法附則第11条第3項の規定による措置の命令

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第3第3項第21号、第22号又は第23号に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における当該法令の適用については、高岡市長がした処分その他の行為とみなす。

（ワンチームとやま推進室）

富山県条例第55号

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 143 条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（富山県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号」を「第 143 条第 1 項第 5 号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第 6 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改め、同条第 2 号中「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に改める。

第 12 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（次項において「新条例」という。）第 6 条、第 8 条及び第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 1 条の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（ワンチームとやま推進室）

富山県条例第56号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正
する条例

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第15条第1項の表第16条第4項の項を削る。

第23条第1項の表第16条第4項の項を削る。

第24条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条第2項及び第3項並びに第25条の4第1項において同じ」を加える。

第25条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第25条第2項中「第15条の3第1項の規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「及び次項において「子育て支援部分休暇」を「から第4項までにおいて「第1号子育て支援部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て支援部分休暇の」を「第1号子育て支援部分休暇の」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て支援部分休暇」を「第1号子育て支援部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第25条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第25条の2 育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇（第25条の4第2項において「第2号子育て支援部分休暇」という。）の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第25条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間等）

第25条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

2 第2号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に係る第2号部分休業の時間は、1年につき前項各号に定める時間から第2号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第27条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子又は勤務時間条例第15条の3第1項に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第26条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第27条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第27条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「及び第15条の3第1項」を「、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項」に改め、同条第4項中「第15条の4第1項」を「第15条の5第1項」に改め、「第3項まで」の次に「、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項」を加える。

第15条の3第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 子育て支援部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗

じて得た時間

第15条の 3 中第 3 項を第 6 項とし、第 2 項の次に次の 3 項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第 1 項に規定する同条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けている職員に対する子育て支援部分休暇の承認は、当該子育て支援部分休暇がそれぞれ前項第 1 号又は第 2 号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇である場合に限り行うものとする。

4 第 2 項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第 2 項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て支援部分休暇の請求をすることができる。

第15条の 5 を第15条の 6 とする。

第15条の 4 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の 5 とする。

第15条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の 4 任命権者は、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年富山県条例第 2 号）第28条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第28条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出

職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部（1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に、「、1日の勤務時間の一部」を「、1日の勤務時間の全部（1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第15条第1項の表及び第23条第1項の表の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第 25 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同項第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 職員は、施行日前においても、第 2 条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第 15 条の 3 第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定の例により、同条第 2 項各号のいずれの範囲内で子育て支援部分休暇（同条第 1 項に規定する子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第 4 項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て支援部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第 2 項の規定による申出及び同条第 4 項の規定による変更並びに同条第 5 項の規定による請求とみなす。
- 4 改正後の勤務時間条例第 15 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における子育て支援部分休暇の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号ア中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。
- 5 任命権者は、施行日前においても、改正後の勤務時間条例第 15 条の 4 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものと

みなす。

(人事企画室)

富山県条例第57号

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の
一部を改正する条例

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年富
山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は夏服スカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警・警務課)